

部会の設置について（案）

三郷市かわまちづくり協議会設置要綱第6条に基づく部会の設置について協議いたしたい。

1 部会の設置

協議会の設置目的に関する事項を専門的に調査・検討するため、部会を設置する。

部会における調査・検討の結果は、協議会に報告するものとする。

2 部会員

部会の構成員は、委員の中から会長が任命した者とし、概ね10名以内とする。

会長が必要と認める場合には、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 設置する部会

設置する部会は下記のとおりとする。

部会名	調査・検討事項
利用検討部会	①三郷駅周辺江戸川河川敷の活性化方針「V河川敷の利活用の方針」の実現に向けて、継続的な事業として運営するための諸課題の検討に関すること ②河川空間のオープン化（営業活動）に向けた体制等の構築に関すること

○三郷市かわまちづくり協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 河川空間とまちの空間が融合した魅力ある地域を創出する取組を実現するため、地域の資源である河川の活用について、今後の方向性及び具体的な手法についての検討を行うことを目的に、三郷市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(部会)

第6条 協議会は、第1条に掲げる目的に関する事項を専門的に調査・検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が任命した者をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会は、会長の承認を得て解散することができる。